

## 平成 28 年度兵庫県水防計画の主な改正内容について

### 1 水位到達情報等の用語説明の追加・変更

水防法等の一部を改正する法律の施行（平成 27 年 7 月）に関し、水位到達情報、雨水出水及び高潮に係る特別警戒水位等、用語の定義に係る説明を追加・変更した。

### 2 水防団員等の安全配慮規定の記載内容の追加

平成 27 年の出水を受けて平成 28 年 2 月に改定された国土交通省作成の「水防計画作成の手引き（都道府県版）」を踏まえ、待避関連事項の周知徹底や津波時に活動時間が確保できない恐れがある場合の避難優先等、水防団員等の安全確保に関する配慮事項の記載を追加した。

### 3 津波観測に関する情報の発表内容の追加

近年の津波観測に関する情報発表の詳細化を踏まえ、沿岸や沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）等の発表基準・発表内容を追加した。

### 4 洪水予報発表基準の変更

平成 28 年 3 月に、「都道府県及び気象庁長官が行う洪水予報ガイドライン」が改定されたことを踏まえ、「洪水予報の種類と発表基準」を変更した。